

高病原性鳥インフルエンザ流行の季節です

鳥インフルエンザのハイリスクシーズンが今年もやってきました。冬の渡り鳥が国内に滞在する 10 月から 5 月までは本病の発生予防対策の一層の強化に努めることが重要です。

昨シーズンは過去最多となる 52 事例の国内発生があり、県内においても 1 例発生しました。本年 4 月以降もアジア、欧州等において継続的に飼養家きんで鳥インフルエンザが発生し警戒が強められていましたが 11 月 10 日に秋田県の養鶏場で発生が確認されその後鹿児島県と兵庫県でも相次いで発生がありました(11 月 30 日現在)今シーズンも発生リスクが非常に高い状況です。

鳥インフルエンザウイルスは家きんがウイルスを 1,000 個以上摂取することで感染、発症すると言われています。家きん舎内に持ち込むウイルスの量を減らすことが重要です。渡り鳥の飛来時期には、野外に野鳥が運んできたウイルスが存在しているものと考え、侵入防止への取り組みをお願いします。

10 月～3 月は、飼養衛生管理基準のうち特に重要度が高い下記 7 項目について月 1 回、自己点検および報告をお願いします。

<防疫対策強化のポイント>

①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒

手袋の着用でも代替できます。

②衛生管理区域専用の衣服および靴の設置ならびに使用

衣服に付着したウイルスを持ち込まないように、鳥の世話等をする際は専用の衣服に着替えましょう。普段着の上からヤッケ等を羽織ることも可能です。

③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域内に車両が入る場合は、消石灰や有効な消毒薬でタイヤ回りを中心に消毒を行きましょう。

④家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

餌やりや採卵の時には、必ず人の手が鶏や飼養器具に接触しますので、手指を介してウイルスが鶏に付着しないよう、手指の消毒を実施しましょう。

⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置および使用

踏み込み消毒で病原体を失活させるには 3 分以上漬け込むことが必要です。病原体の侵入を確実に防ぐため、家きん舎ごとに専用の靴を使いましょう。

⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検および修繕

家きん舎、たい肥舎、飼料庫等に野鳥等が入らないよう、防鳥ネットを張りましょう。

⑦ねずみおよび害虫の駆除

ねずみ、はえ等の害虫は野鳥の排せつ物等を体表に付着させ、家きん舎内に持ち込むおそれがあります。完全に駆除することは困難ですが、数を減らすことが重要です。

また上記に加え、早期発見・早期通報の徹底、農場周辺の消石灰散布など消毒による農場へのウイルス侵入防止を徹し、飼養されている家きんを感染症から守る対策をお願いします。(川副)